

広告付防災標識看板に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と株式会社アクセル徳島（以下「乙」という。）並びに株式会社井内（以下「丙」という。）は、吉野川市内における電柱に設置する広告付防災標識看板（以下「標識看板」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、将来発生することが想定される南海トラフ地震をはじめ、大規模自然災害発生時の迅速かつ確かな避難行動や市民の防災意識の向上を図るため、標識看板の設置について必要な事項を定めるとともに、災害に強い安心・安全なまちづくりに資することを目的とする。

（情報提供）

第2条 甲は、標識看板の設置のために必要な避難所名、避難所までの距離等の情報を乙及び丙に提供するものとする。また、情報に変更が生じた場合においても、その都度、甲は乙及び丙に情報を提供するものとする。

（協力事項）

第3条 乙及び丙は、この協定に基づき、次の各号に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨にかなう広告主を募り、標識看板の設置に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）設置された標識看板の修繕・撤去等を含む維持管理に対しての対応を行うこと。
- （3）標識看板を設置するときは、記載内容等について甲と事前協議を行うこと。
- （4）標識看板の記載内容に変更があった場合には、必要な修正を行うこと。

（標識看板の仕様）

第4条 標識看板の仕様については、各種関係法令等または甲の基準に適合し、かつ、景観を損なうことのないものとする。

（広告の範囲）

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は標識看板には掲載しない。

- （1）公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの。
- （2）その他、標識看板に掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

（報告）

第6条 乙及び丙は、甲に対し、次のとおり報告を行うものとする。

- （1）標識看板の設置前には、設置予定箇所の位置図を作成し提出すること。
- （2）標識看板の設置後には、設置箇所の一覧、数量及び完了写真等の資料を提出すること。

（経費）

第7条 標識看板の設置等に要する一切の経費については、乙及び丙が負担するものとする。

（連絡体制）

第8条 甲乙丙の3者は、この協定の運用が円滑に行われるよう連絡体制を整備するとともに、適宜情報交換を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要となる事項および協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙丙の3者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙の3者が各相手方に対し文書による協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和3年2月12日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地
吉野川市
吉野川市長 原井 敬



乙 徳島県徳島市南前川町5丁目1-1
株式会社 アクセル徳島
代表取締役 仁志 吉宏



丙 徳島県吉野川市山川町前川62-4
株式会社 井内
代表取締役 井内 高志

